

令和4年2月18日

鉾田市長 岸田 一夫 様

鉾田市議会議長 岩間 勝栄

手話言語条例の制定について（要望）

2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約では手話が言語として定義され、国際的に手話が言語として認知されました。

また、国では障害者基本法が改正され「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

このような中、全国各地の自治体で手話言語条例が制定され、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指しています。

つきましては、本市においても手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、手話の普及等に関する施策を総合的に推進し、ろう者とろう者以外の者が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を図るための「手話言語条例」を制定していただきますよう要望いたします。

以上